

公 告

下記のとおり一般競争入札を執行するので公告する。

令和7年1月27日

支出負担行為担当官

宮城労働局総務部長 菊地 政幸

記

1 競争入札に付する事項

(1) 入札件名

石巻、古川各公共職業安定所及び名取市地域職業相談室における駐車場誘導案内業務委託契約

(2) 履行内容

別途交付する「入札説明書」、「仕様書」による。

(3) 履行場所

別途交付する「入札説明書」、「仕様書」による。

(4) 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(5) 契約に係る補足

令和7年度予算が成立することを条件に令和7年4月1日をもって契約を締結する。

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 次の各号の一に該当する者は参加することができない。

- 一 予算決算及び会計令第70条の規定に該当する者。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- 二 予算決算及び会計令第71条の規定に該当する者。
- 三 経営状態が著しく不健全であると認められる者。
- 四 商法その他の法令の規定に違反して営業を行った者。
- 五 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の申

告をし、又は記載をしなかった者。

六 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中である者。

七 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けている者。

(2) 令和4・5・6年度の一般競争参加資格（全省庁統一資格）において、「東北地方」における「役務の提供等」の「A」、「B」または「C」等級を有する者であること。

(3) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（五及び六については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

一 厚生年金保険

二 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）

三 船員保険

四 国民年金

五 労働者災害補償保険

六 雇用保険

(4) 警備業法第4条に基づく認定を都道府県公安委員会より受けており、かつ認定の有効期間内であること（警備業法第9条に基づく営業所設置等届出をした者を含む。）。

また、警備業法第4条の認定証に記載の事業所名（所在地を含む。）と資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の事業所名が異なる場合は、当局より都道府県公安委員会に対し有資格について確認するものであること。

3 契約事項を示す場所、「入札説明書」及び「仕様書」交付場所

仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎7階

宮城労働局 総務部総務課 会計第二係

4 一般競争参加資格審査結果通知書等の提出について

入札に参加する者は以下に示す場所に指定した書類を期限までに提出しなければ入札への参加を認めない。

(1) 提出期限

令和7年2月26日（水）17：00まで

(2) 提出場所

ア 電子調達システムによる入札の場合

政府電子調達：<https://www.geps.go.jp>

イ 書面による入札の場合

〒983-8585

仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎

宮城労働局 総務部総務課 会計第二係

5 入札書等の提出について

以下に示す場所に指定した書類を期限までに提出しなければならない。

(1) 提出期限

令和7年2月27日(木) 9:00まで

(2) 提出場所

上記3に同じ。

(3) 提出書類及び方法

「入札説明書」を参照のこと。

6 競争入札執行の日時及び場所

(1) 日 時 令和7年2月27日(木) 14時00分

(2) 場 所 仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎7階
宮城労働局7階小会議室

7 入札方法

本件は、電子調達システムにより執行するが、特段の事情がある者は、別に指定する様式を提出期限までに提出すれば、書面による入札に変えることができる。

8 入札保証金及び契約保証金

予算決算及び会計令第77条及び同令第100条の3第3号により免除する。

9 誓約書の提出

この入札に参加を希望する者は、資格審査書類等の提出時に支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の「誓約書」及び必要な添付書類を提出しなければならない。

10 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格のない者の入札、入札説明書の内容その他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

また、入札に参加した者が上記9に掲げる誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは当該者の入札を無効とする。

11 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札関係等の会計書類(契約書除く。)への押印は、令和3年1月1日より不要の扱いとしているが、その場合において、担当者等から提出された書類については、事業者の決定であることとし、提出された書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合には、契約解除や違約金を徴取する場合がある。

(3) その他詳細については「入札説明書」を参照のこと。

12 入札についての問い合わせ先

宮城労働局 総務部総務課 会計第二係

電話番号 022(299)8833